

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和4年4月8日(2022.4.8)

【国際公開番号】WO2021/074975

【出願番号】特願2021-552021(P2021-552021)

【国際特許分類】

H 0 1 R 1 3 / 6 3 1 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

H 0 1 R 1 3 / 6 3 1

10

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月14日(2022.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

20

第1面にコネクタが備えられている第1電気ユニットと、前記第1電気ユニットに固定される第2電気ユニットであり、前記第1面に対向する第2面に前記コネクタと嵌合するソケットが備えられている第2電気ユニットと、を備えており、前記第1電気ユニットと前記第2電気ユニットの一方に他方に向けて延びているスタッドボルトが備えられており、前記第1電気ユニットと前記第2電気ユニットの他方に前記スタッドボルトが挿通されるボルト孔が設けられており、前記第1面が前記第2面に対向している状態を保持しつつ前記第2電気ユニットを前記第1電気ユニットから分離したときに、前記スタッドボルトから前記ボルト孔までの距離(ボルト-孔距離)が前記コネクタから前記ソケットまでの距離(コネクタ-ソケット距離)よりも短い、電気機器。

30

【請求項2】

前記第1電気ユニットと前記第2電気ユニットの一方に他方に向けて延びている位置決めピンが備えられており、前記第1電気ユニットと前記第2電気ユニットの他方に前記位置決めピンが挿通される位置決め孔が備えられており、前記位置決めピンと前記位置決め孔の間のクリアランスが前記スタッドボルトと前記ボルト孔の間のクリアランスよりも小さく、前記第1面が前記第2面に対向している状態を保持しつつ前記第2電気ユニットを前記第1電気ユニットから分離したときに、前記位置決めピンから前記位置決め孔までの距離(ピン-孔距離)は、前記ボルト-孔距離よりも長い、請求項1に記載の電気機器。

40

【請求項3】

前記ピン-孔距離が、前記コネクタ-ソケット距離よりも短い、請求項2に記載の電気機器。

【請求項4】

前記コネクタは、先端部と、外径が前記先端部の外径よりも大きい基部を有しており、前記第1面が前記第2面に対向している状態を保持しつつ前記第2電気ユニットを前記第1電気ユニットから分離したときに、前記ピン-孔距離が、前記コネクタ-ソケット距離よりも長く、前記先端部と前記基部の境界から前記ソケットまでの距離よりも短い、請求項2に記載の電気機器。

【請求項5】

50

前記ソケットは、先端部と、内径が前記先端部の内径よりも小さい基部を有しており、前記第 1 面が前記第 2 面に対向している状態を保持しつつ前記第 2 電気ユニットを前記第 1 電気ユニットから分離したときに、前記ピン - 孔距離が、前記コネクタ - ソケット距離よりも長く、前記先端部と前記基部の境界から前記コネクタまでの距離よりも短い、請求項 2 に記載の電気機器。

【請求項 6】

前記コネクタの本体と前記ソケットの本体が樹脂で作られている、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載の電気機器。

10

20

30

40

50